

平成27年6月定例会

和歌山県議会議案

平成27年度和歌山県一般会計補正予算

平成27年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587,183,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成27年6月10日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 1,719,399	千円 2,850	千円 1,722,249
	2 負担金	1,695,983	2,850	1,698,833
12 繰入金		17,431,912	2,768	17,434,680
	2 基金繰入金	16,975,519	2,768	16,978,287
15 県債		89,896,300	23,100	89,919,400
	1 県債	89,896,300	23,100	89,919,400
歳入合計		587,154,515	28,718	587,183,233

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 27,653,233	千円 218	千円 27,653,451
	1 総務管理費	11,425,766	218	11,425,984
8 土木費		91,980,846	28,500	92,009,346
	3 河川海岸費	17,252,290	28,500	17,280,790
歳 出 合 計		587,154,515	28,718	587,183,233

第2表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度	額
1 平成27年度和歌山県国際交流センター維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	千円 120,975
2 平成27年度和歌山交通公園維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	36,307
3 平成27年度和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	39,335
4 平成27年度和歌山県勤労福祉会館維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	61,815
5 平成27年度和歌山県植物公園緑花センター維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	193,986
6 平成27年度根来山げんきの森維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	16,983
7 平成27年度和歌山河川公園維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	26,445
8 平成27年度県民水泳場維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	625,666
9 平成27年度都市公園維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	353,625
10 平成27年度河西緩衝緑地維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	454,359
11 平成27年度和歌公園維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	175,485
12 平成27年度和歌山県立体育館・武道館維持運営管理委託	自 平成27年度 至 平成30年度	(4年)	175,007

第3表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害緊急がけ崩れ対策	千円 5,200	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成27年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	千円 210,400	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成27年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 228,300	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他 (2)借入時期 平成27年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。